東かがわ市の給与・定員管理等について

１　総　括

（１）　人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考)R5年度の人件費率
R6年度	人 27,353	千円 19,382,212	千円 995,313	千円 2,794,530	% 14.4	% 14.3

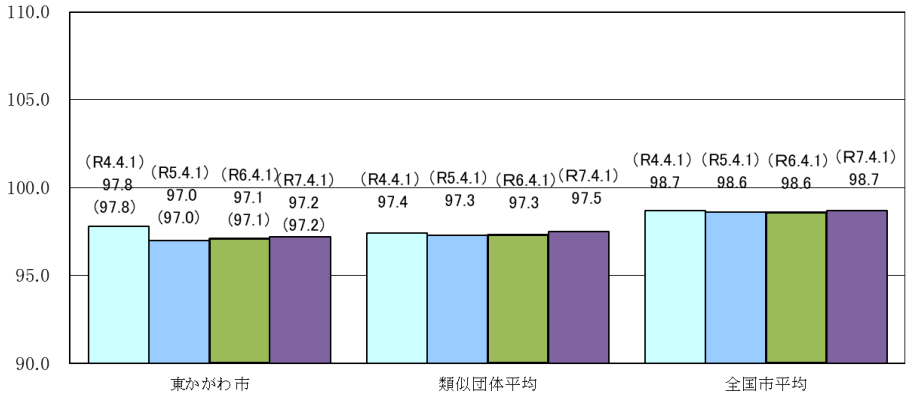
（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
R6年度	人 275	千円 1,049,754	千円 172,422	千円 429,514	千円 1,651,690

一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,006	千円 6,123

(注)1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
　　3　給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



(注)1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　2　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給割合)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
　　3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　4　ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※　令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①から③まで該当なし

（４）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［　実　施　］

・実施内容

(給料表の改定実施時期)令和7年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

地域手当の支給については、高松市に勤務する職員に支給。支給は平成29年4月1日より実施。平成29年度は2.9%、平成30年度からは3.2%を支給。(令和7年度の国基準は5%)

（５）特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
東かがわ市	43.6　歳	332,300　円	395,659　円	355,661　円
香川県	42.8　歳	332,433　円	422,306　円	365,050　円
国	41.9　歳	332,237　円	―　円	414,480　円
類似団体	42.6　歳	327,221　円	383,976　円	354,371　円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参考
	平 均 年 齢	職員数 （人）	平均給料 月　額(A)	平均給与 月　額(A)	平均給与月額 （国比較ベース）	対応する 民間の 類似職種	平 均 年 齢	平均給与 月 額(B)	A／B
東かがわ市	60.1　歳	3	341,300　円	359,567　円	352,967　円	―	－	－	－
うち清掃職員	59.5　歳	2	347,200　円	370,350　円	363,200　円	廃棄物処理業 （男女）	48.0 歳	320,600　円	1.16
うち用務員	＊　歳	1	＊　円	＊　円	＊　円	―	－	－	－
香川県	54.7　歳	6	322,687　円	347,801　円	339,721　円	―	－	－	－
国	51.3　歳	1,703	294,567　円	－	337,907　円	―	－	－	－
類似団体	52.3　歳	10	312,166　円	339,859　円	325,721　円	―	－	－	－

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
東かがわ市	5,901,604　円	－	－
うち清掃職員	6,129,900　円	4,457,900　円	1.38
うち用務員	＊　円	＊	＊

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年度～令和6年度の3ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員C」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区　　分		東かがわ市	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	237,600 円	237,600 円	232,000 円
	高 校 卒	206,700 円	206,700 円	200,300 円
技能労務職	高 校 卒	206,700 円	217,300 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	283,725 円	－ 円	369,780 円	401,960 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

※ 表中「－」欄は該当階層及び近似階層の該当職員が不在の場合

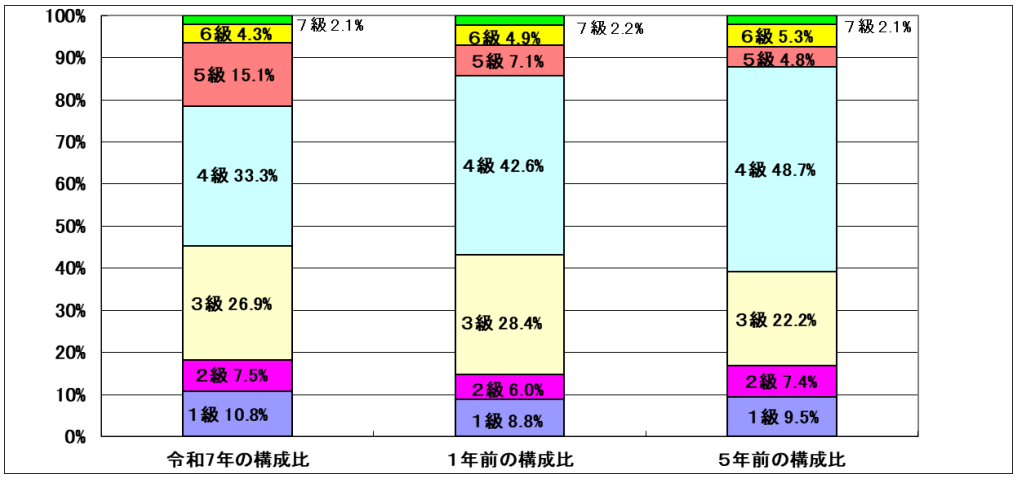
3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和７年４月１日現在)

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事	人 20	% 10.8	195,800円	268,300円
2　級	主任主事	人 14	% 7.5	242,000円	316,800円
3　級	主査	人 50	% 26.9	276,300円	364,200円
4　級	副主幹	人 62	% 33.3	309,800円	404,200円
5　級	課長、主幹	人 28	% 15.1	332,600円	411,000円
6　級	課長、主幹	人 8	% 4.3	366,800円	427,000円
7　級	部長	人 4	% 2.1	420,700円	463,000円

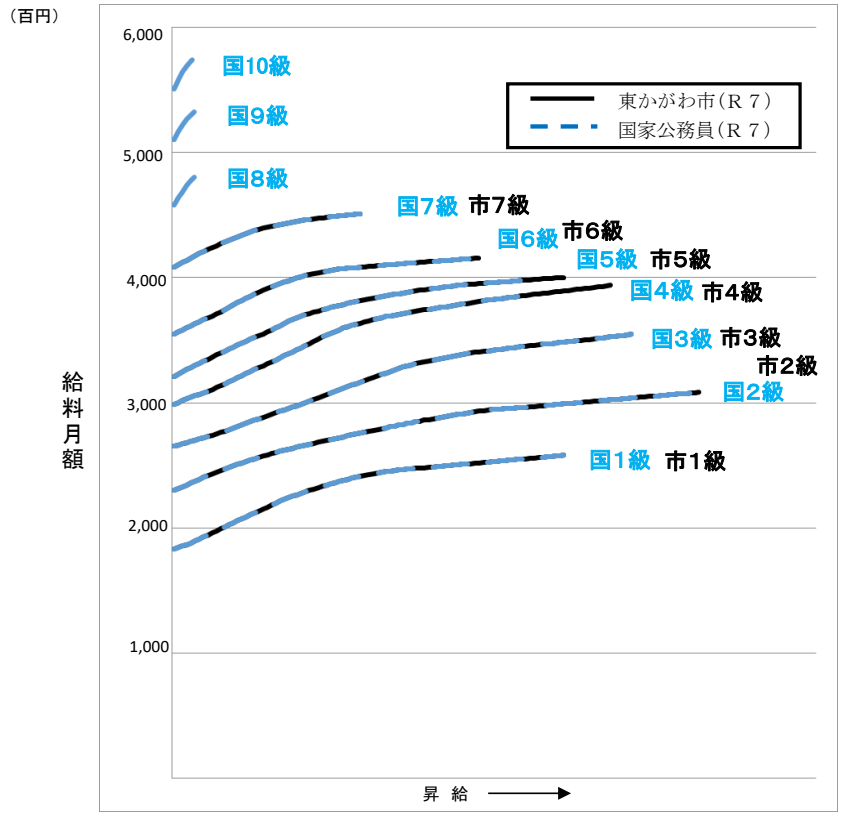
(注)1　東かがわ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)　平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価活用状況(東かがわ市)

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

東かがわ市	香川県	国
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,474　千円	1人当たり平均支給額(R6年度) 1,786　千円	―
(R6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (　1.40　)月分　(　1.00　)月分	(R6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (　1.40　)月分　(　1.00　)月分	(R6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (　1.40　)月分　(　1.00　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注) (　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(東かがわ市)

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

東かがわ市					国				
(支給率)	自己都合		勧奨・定年		(支給率)	自己都合		勧奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
調整率	83.7/100				調整率	83.7/100			
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置　2～20%加算					定年前早期退職特例措置　2～45%加算				
1人当たり平均支給額			11,037　千円						

(注)　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度末までに退職した職員に支給された平均額である。

2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3　退職手当支給については、香川県市町総合事務組合において実施しており、支給率については、当該組合の条例に基づく率である。

(3)地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)			229　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)			114,500　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高松市	3.2　%	2　人	6　%

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)	277 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	55,400 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(R6年度決算)	1.82 %
手当の種類 (手当数)	6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	感染症防疫業務に従事する職員 看護・保健職	感染症が発生し、又は発生する恐れのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護等の作業に従事したとき	－ 千円	1日 2,000円 (ただし、従事した時間が4時間以下の場合 1,000円)
行旅病死人取扱手当	行旅病死人取扱に従事する職員 一般行政職等	行旅病死人の看護、処理に従事したとき	－ 千円	1回 病人 1,500円 死亡人 5,000円
火葬業務手当	火葬業務に従事する職員 技能労務職等	斎苑において火葬業務に従事したとき	－ 千円	日額 250円
クリーンセンター業務手当	クリーンセンターの業務に従事する職員 技能労務職	クリーンセンターにおいて清掃業務に従事したとき	106 千円	
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員 一般行政職	要保護者等を訪問して行う指導、相談等業務に直接従事したとき	171 千円	
有害物質取扱業務手当	塩素等の有害物質を取り扱う業務に従事する職員	塩素等の有害物質を取り扱う業務に従事したとき	－ 千円	1回 200円

(5)時間外勤務手当

支給実績(R6年度決算)	83,933 千円
職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	336 千円
支給実績(R5年度決算)	71,793 千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	289 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	標準的な内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 配偶者以外の扶養親族 (子)11,500円(父母等)6,500円 特定期間の加算 5,000円	同	―	21,212 千円	210,020 円
住居手当	借家(最高限度額)27,000円	異	支給額	15,538 千円	282,509 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 交通用具使用者 使用距離区分に応じ2,700円(片道2km以上)から最高30,700円	異	支給額	19,086 千円	79,857 円
管理職手当	部長 66,700円 課長等 52,200円 課長等 49,400円 主幹、認定こども園長 34,600円 給食センター所長等 30,000円 認定こども園副園長 26,200円			21,785 千円	306,831 円
管理職員特別勤務手当	部長 8,000円 課長等、認定こども園長 6,000円 市長が指定した者 6,000円 認定こども園副園長 4,000円			123 千円	12,300 円

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	市長	840,000 円	985,000 円／	391,500 円
	副市長	640,000 円	790,000 円／	420,000 円
報酬	議長	490,000 円	545,000 円／	230,000 円
	副議長	440,000 円	475,000 円／	200,000 円
	議員	400,000 円	442,000 円／	180,000 円
期末手当	市長	（R6年度支給割合）	3.45 月分	
	副市長		3.45 月分	
	議長	（R6年度支給割合）	3.45 月分	
	副議長		3.45 月分	
	議員		3.45 月分	
退職手当	市長	（算定方式） 退職日における給料月額×月数×（市長100分の36.5	（1期の手当額） 14,716,800 円	（支給時期） 退職した日から起算して1月以内
	副市長	副市長100分の22）	6,758,400 円	
	備考			

（注）　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

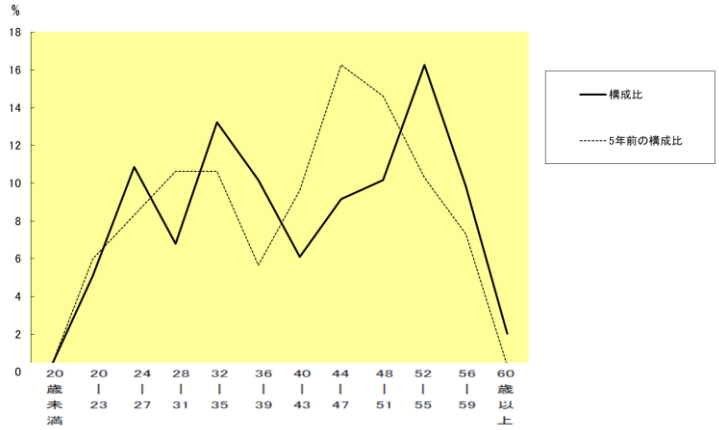
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門＼区分			職員数 令和7年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務企画	66	64	2	育休及び休職の欠員補充等による増
		税務	17	18	▲ 1	配置職員数の見直しによる減
		民生	107	104	3	保育教諭の新規採用等による増
		衛生	18	18	0	
		労働	1	0	1	主担当配置による増
		農林水産	14	15	▲ 1	暫定再任用職員配置による正規職員の減
		商工	4	4	0	
		土木	24	23	1	体制強化による増
		計	255	250	5	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 93.23 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 86.20 人）
	教育部門		24	25	▲ 1	退職等による減
	消防部門		0	0	0	
	小計		279	275	4	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 102.00 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 110.71 人）
公営企業会計部門	水道		0	0	0	
	下水道		3	3	0	
	その他		13	13	0	
	小計		16	16	0	
合計			295 [411うち併任26]	291 [411うち併任26]	4	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 107.85 人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2［　］内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 15	人 32	人 20	人 39	人 30	人 18	人 27	人 30	人 48	人 29	人 6	人 295

(3)職員数の推移

(単位：人 ・ %)

部門別＼年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数
一般行政	215	234	235	233	239	242	250	255	20 (8.5)
教 育	41	31	33	32	27	26	25	24	▲ 9 (▲27.3)
消 防	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (－)
普通会計計	256	265	268	265	266	268	275	279	11 (4.1)
公営企業等会計計	32	33	33	33	30	29	16	16	▲ 17 (▲51.5)
総 合 計	288	298	301	298	296	297	291	295	▲ 6 (▲2.0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

（1）下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R6年度	503,010	0	10,110	2.0	1.7

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,281千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R6年度	3	11,059	3,064	4,268	18,391	6,130	6,187

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
東かがわ市	40.6　歳	333,967　円	511,059　円
団体平均	44.6　歳	342,377　円	516,175　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東かがわ市（下水道事業）	東かがわ市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,423　千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,474　千円
（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分	（R6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%

（注）1（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。
　　2　下水道事業の1人当たり平均支給額には、賞与引当金分が含まれていない。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

東かがわ市（下水道事業）					東かがわ市（一般行政職等）				
（支給率）	自己都合		勧奨・定年		（支給率）	自己都合		勧奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
調整率	83.7/100				調整率	83.7/100			
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置　2～20%加算					定年前早期退職特例措置　2～20%加算				
1人当たり平均支給額			－	千円	1人当たり平均支給額			11,037	千円

（注）1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度末までに退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
　　3　退職手当支給については、香川県市町総合事務組合において実施しており、支給率については、当該組合の条例に基づく率である。

ウ　地域手当

令和6年度支給実績なし

エ　特殊勤務手当

令和6年度支給実績なし

オ　時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	1,388 千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	463 千円
支給実績（R5年度決算）	1,107 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	369 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	配偶者　3,000円 配偶者以外の扶養親族 （子）11,500円（父母等）6,500円 特定期間の加算　5,000円	同	—	378 千円	189,000 円
住居手当	借家（最高限度額）27,000円	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関利用者　運賃等相当額 交通用具使用者　使用距離区分に応じ2,700円（片道2km以上）から最高30,700円	同	—	232 千円	77,333 円
管理職手当	部長　66,700円 課長等　49,400円 主幹等　34,600円	同	—	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	部長　8,000円 課長　6,000円 市長が指定した者　6,000円	同	—	0 千円	0 円